

法人税における交際費課税

令和6年度税制改正をうけて



法人税における交際費課税のしくみについて、令和6年度の税制改正を踏まえた取り扱いをご教示ください。



主に飲食費の金額やインボイスの影響に留意が必要です。

1. 交際費課税の概略

法人税において、交際費は「冗費の節約」と「資本の蓄積」の観点から、原則として損金不算入です。ただし、企業が事業活動する上である程度の必要性もあることから、一定の金額までは経費として損金算入が認められています。特に中小法人は、年800万円までの定額基準があり、有利な取り扱いとなっています。

交際費課税は法人規模によって取り扱いが異なり、表①のようによろめることができまふ（令和6年4月1日以降）。

2. 交際費等とは

(1) 定義

税法では交際費等として「交際費、接待費、機密費その他の費用で、得意先、仕入先その他事業に関係のある者等に対する接待、供応、慰安、贈答その他これらに類する行為のために支出するもの」と規定されています。交際費「等」とあるのは、一般的な交際費の概念より広い範囲のものが含まれるためです。例えば、取引先を接待する際を送迎したタクシー代も交際費等となります。

(2) 社内交際費

社内で従業員同士が飲食をした場合、福利厚生費（損金）となる範囲は狭く解釈されます。すなわち従業員全員が機会均等にその恩恵を受けるものであり、通常要する費用の範囲であれば福利厚生費となりますが、一部の者だけが集まる飲食であった場合は、交際費等となります。

表① 法人規模別の交際費課税の取り扱い（令和6年度税制改正）

法人の種類		飲食費 (1万円以下／人)	飲食費 (1万円超／人)	飲食費以外 (社内交際費含む)
大法人	資本金の額等100億円超の法人（注1）	すべて 損金算入	損金不算入	損金不算入
	資本金の額等1億円超100億円以下の法人		50%のみ 損金算入可	
中小法人（注2） （資本金の額等1億円以下）				(以下より選択) 1.年800万円までの損金算入(定額基準) 2.飲食費の50%のみ損金算入

（注1）グループ通算制度で資本金の額等100億円超の法人の100%子会社も含む

（注2）資本金5億円以上の法人の100%子会社は大法人扱いとなる

出所：筆者作成

また通常要する費用と考えられる金額を超える飲食も社内交際費です。

ただし、親会社やグループ会

織田成人

みつば会計

（商工研相談業務委嘱先）

税理士・公認会計士

社の役員を接待した場合の飲食費などは、相手が社外の者であるので、社内交際費とはなりません。また、取引先等の共同開催の懇親会に出席して、割り勘で自社の従業員の飲食代のみを支出した場合も社内交際費等とはなりません。

また社内交際費は、金額にかかわらず「3. 飲食費とは」で説明する飲食費にはあたりませんので、注意して下さい。

(3) 控除対象外消費税

税抜経理を行っている場合に控除対象外消費税（仕入税額控除ができなかった消費税額）が生じた場合には、交際費にかかる部分については、交際費等として集計の対象となります。

3. 飲食費とは

(1) 飲食費の取り扱い

現行の交際費課税では、交際費を飲食費とそれ以外に分け、さらに飲食費を一人当たり1万

円以下と1万円超に分けて異なった取り扱いをしています。

① 1万円以下の飲食費は、交際費等から除外され、法人規模によらず損金算入できます。

② 1万円超の飲食費は、資本金の額等が1億円超100億円以下の法人において、トータル50%のみが損金算入できます。

③ 中小法人の場合は②に加えて、800万円（1万円以下飲食費を除くすべての交際費等の合計）の定額基準との選択ができます。

(2) 飲食費の範囲

飲食費には、得意先を接待するための飲食代やテーブルチャージ料のほか、差し入れの弁当代（その場ですぐに飲食されるもの）や飲食店でのおみやげ代等が含まれます。

逆に該当しないものとしては、飲食物詰め合わせの贈答費用やタクシーでの送迎費用、ゴルフ場や観劇に付随する食事代等が挙げられます。

ただし、2次会として別会場で行われる飲食は、飲食費の対象となります。

(3) 金額基準（いわゆる1万円基準）

1人当たりの金額については、飲食費としての支出額を参加した人数で割って計算します。その金額は、法人の適用している消費税等の経理処理（税込経理方式または税抜経理方式）によって算定した価額により判定されます。また、2次会等で1次会とは別の店を利用した場合には、独立して金額判定がなされます。

1人当たり1万円超となった場合は、支出した全額が飲食費として扱われます。1万円部分が損金算入とはならない点に留意してください。

経理処理としては1万円基準の金額を交際費課税対象から除くために、少額飲食費として補助科目を設けたり、会議費として処理するのが一般的です。

1万円基準となったのは、令和6年4月1日以降の支出（正確には飲食等の行為があったとき）からであり、令和6年3月31日以前は5千円基準でした。したがって、令和6年3月末決算の法人以外は、経理処理の際

に5千円基準と1万円基準が混在することになります。

(4) 書類への記載事項

飲食費と認められるためには、総勘定元帳や領収書・請求書に次の事項を記載していることが必要です。

- ① 飲食等のあった年月日
- ② 飲食等に参加した得意先等の氏名又は名称及びその関係
- ③ 飲食等に参加した者の数
- ④ 金額、店名、所在地
- ⑤ その他飲食費であることを明らかにするための書類

表② 税抜経理におけるインボイス発行事業者以外との取引金額判定まとめ

期間	飲食費のボーダーライン
令和6年3月31日以前	5,393円（税抜相当4,902円）
令和6年4月1日～令和8年9月30日	10,785円（税抜相当9,804円）*
令和8年10月1日～令和11年9月30日	10,477円（税抜相当9,524円）
令和11年10月1日以降	10,000円（税抜相当9,090円）

* 計算例：10,785－(10,785×10／110×80%)=10,000

出所：筆者作成

4. インボイス制度の影響（税抜経理の場合）

(1) インボイス発行事業者以外との取引

税抜経理方式の場合、インボイス発行事業者以外（主に免税事業者）に支払った金額は、原則として仮払消費税等の額がないものとされるため、全額が交際費等となります。1万円基準の判定も支出した全額で行われます。

経理処理として、仕入税額控除が認められない部分を雑損失として計上している場合は、交際費等（飲食費）にかかる部分を別途計算して申告調整が必要です。

(2) 経過措置の適用

インボイス制度における仕入税額控除の経過措置として、令和5年10月から令和8年9月までは仕入税額相当額の80%、令和8年10月から令和11年9月までは仕入税額相当額の50%が仕入税額とみなして控除できます（表②）。交際費等（飲食費）にかかる消費税額も経過措置に応じて1万円基準の金額が変わってきます。

